

田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） おはようございます。会派清風会、10番議員の小田でございます。私からは、3つの質問をさせていただきます。

まず最初に、対馬市が所有する土地、建物等に設置してある自動販売機の設置利用料についてお尋ねをします。

対馬市美津島総合公園、対馬市総合福祉保健センター、そして対馬市公園等設置条例の中で、鮎もどし自然公園から三宇田キャンプ場まで8カ所の施設が明示されております。その中の、今言いました総合公園、福祉センター、あそうベイパーク、この3カ所に自動販売機が設置されておまして、美津島町に所在する施設でございます。美津島町の時代から、この3カ所は条例化がなされておまして、別表で自動販売機設置料は1万円としますと。その条例が対馬市にそのまま引き継がれ、15年が経過をしております。

対馬市が所有する土地、建物等に何台自動販売機が設置してあるかは、私はわかりません。一方、1カ月の利用料は、条例化もなし、3,000円と聞き及んでおります。ただ、アイスクリームは冷凍施設ですから、若干電気料が絡むということで、4,000円と聞き及んでおります。

業者から私のほうに、5月ごろ相談がありました。以前から何回言っても、職員が聞く耳を持たず、聞き入れてくれないと。さすがに業者もあきれ果てておりました。私も相談を受けるまで、自動販売機の利用料が幾らかも知りませんでした。その後、関係課あるいは関係職員とも面会をし、確かにおかしいということで、この9月定例会で条例改正をいたしますということでしたので、業者にもその旨を伝えました。

しかし、この9月の議案を見てみますと、初日の確か議案第38号だったと思いますが、消費税絡みのこの3施設が、1万円から1万470円にする条例改正案でございました。

対馬市の行政のあり方にあきれ果て、私に相談をいたしました。というのは、美津島の体育館、そこは3,000円払っておりますと。そして、私たち、通称、総合公園はグリーンパークと言うんですけど、そこにも設置しておまして、1万円で設置しておりますと。それはおかしいねということで、私も啞然としたわけですけど、この矛盾した行政が延々と15年間、今も続けられております。

それで、市長にお尋ねしたいのは、この1万円と3,000円の利用料、なぜ今までは正がなされなかったのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

それから、この条例改正案をいつ提出されるのか、あるいは、いや、そのままいくよということになるのか、改めてお尋ねをいたします。

小川議長が6月の確か定例会で、挨拶の中で、市役所とは、市民の役に立つ場所であるべきだ

というような趣旨の御挨拶をなされました。私も全く同感でございます。

月額3,000円の根拠も市長にお尋ねをいたしたいと思えます。それから、対馬市が所有する土地、建物等に、3,000円の自販機が何台設置してあるかもお尋ねをいたします。

次に、美津島町の中の町の市営住宅は、平成24年から徐々に解体され、平成30年にはほぼ解体が完了し、道路を挟んで3棟の老朽化した住宅がございます。この空き地に市営住宅が建設されるとの話も聞いておりますが、着工年度あるいは完成年度等、計画があればお答えをいただきたいと思えます。

通称、私たちは夕日ヶ丘団地と言っておりますけど、その団地も築47年、空き家がかなりありますけど、入居の募集も行っていないと聞き及んでおります。また、寺山団地も昭和53年、54年に建設され、築40年が経過をいたしております。

対馬全体を考えた場合は、老朽化住宅も多数あるでしょうし、解体あるいは新築、新築しなければ市民に分譲とかいう方法も考えられると思えますけど、この市民の住環境に期待するものがあります。

最後に、平成の訥庵事業として、議員全員協議会で説明あったのが、平成25年8月21日で6年が経過をいたしました。そして、平成26年6月に施設改修工事が完了し、同年10月から事業が展開され、現在に至っております。

平成28年3月に、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例が議会で否決されました。否決された条例は、施設にイノシシ、鹿を搬入し、施設で解体処理する場合は、手数料をいただく等の条例案でありました。そして、28年12月に再度、同条例案が提出され、条例の中身は、解体処理体験1時間当たり使用料3,000円、食肉製品製造体験1時間当たり使用料2,000円とするなどの条例案でありました。

市長は、条例制定の目的について、国境離島新法の中でも、滞在型観光の促進ということで、体験型の観光が強く求められるところであり、このような観点から、対馬でもイノシシ、鹿の解体を体験されて、そしてまた、おいしく食べていただくことで、今回、このようなことで条例の上程をさせていただいております。どうかお願いいたしますとの説明がありました。

そして、目標人数は、一月4人掛け2回の8人で、年間96人を予定していると説明がありました。平成28年10月に条例案が可決されてから今日まで、同施設の解体体験、製造体験、あるいは観光目的でも構いませんので、その人数をお尋ねします。

以上です。あとは、一問一答で質問をしたいと思えます。

○副議長（上野洋次郎君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。小田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財産管理についてでございますが、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持っ

て、その利用に供するための施設であり、また、施設の設置及びその管理に関する事項について条例で定めることとされており、施設の使用に関しましては、その条例に基づき使用料を徴収しているところでございます。

自動販売機設置に係る使用料が統一されていないのはなぜかとの御質問にお答えしたいと思います。

本市が設置します公の施設で自動販売機設置使用料を条例で定めている施設は、いずれも美津島町管内で、先ほど議員のほうからも話がありましたように、美津島総合福祉保健センター、美津島総合公園、あそうベイパークの3施設でございます。これらは、施設の使用料という位置づけで自動販売機設置使用料を定めたもので、いずれも合併前の美津島町において制定され、対馬市へ引き継ぎ、1台当たり月額1万円の使用料としております。

現在、当時の資料も確認できず、1万円の明確な根拠は判明いたしません。自動販売機の設置により相当の収益を期待できることから、その点を考慮し設定されたものではないかと想像されます。

それ以外の自動販売機の設置料については、行政財産の目的外使用許可として整理し、関係条例等に照らし使用料を御負担いただいております。

自治法の改正により、行政財産の貸し付けが可能となったことから、自治体によっては公募による入札方式を採用している団体もあり、設置を希望する業者が複数いる場合など、機会の平等性を確保する上では検討事項の一つとなっております。

以上の点を踏まえながら、自動販売機設置料のあり方については、新年度に向け、例規等を含め整理・検討を行ってまいります。

さらに、1万円の自動販売機設置使用料については、合併前とはいえ、正規の手続を経て決定された条例事項であることから、仮に議員の御意見のとおり減額改正となった場合においても、その額の設定に瑕疵があったとは考えられず、遡及適用すべき理由はないと考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

そのほかの土地の単価等は、また自席のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

次に、市営住宅解体後の市営住宅建設計画についてでございますが、本市は、公営住宅等ストック総合改善事業において、公営住宅の建て替え、修繕、改善を行うため、平成24年度に対馬市公営住宅等長寿命化計画を策定し、事業に着手しているところでございます。

御質問の雑知中の町の住宅解体跡地には、西高浜団地、寺山団地、夕日ヶ丘団地、上の町団地を統合する形で建て替える予定としております。

今後の予定についての御質問ですが、長寿命化計画上は、本年度に基本設計に着手し、次年度に実施設計を行い、翌年度から3カ年計画で工事完成となっておりますが、国の予算割り当ても

厳しく、進捗がおこなわれている状況の中、建て替えに要する費用も十数億円の事業規模となることから、事業実施予定は後年度にずれ込む可能性がございます。

次に、3点目の対馬市猪鹿加工処理施設についてでございますが、平成26年度に有害鳥獣の被害防止を目的として、捕獲したイノシシ、鹿の肉等を安全安心のもと有効活用し、獣肉等の特産品化による地域の活性化を図るとともに、被害対策の理解を深めて、地域ぐるみで対策に取り組むための普及並びに啓発を推進するために設置しております。

この施設の指針となります衛生管理の取り組みですが、平成28年3月のながさきHACCPのレベル4を取得し、さらに本年3月にはレベル6を取得しており、衛生的な作業工程管理と記録を徹底することで、食品の安心安全に取り組んでおります。年間100頭前後を処理し、加工品として、ふるさと納税返礼品、また、直売所等で販売しているところでございます。

さて、平成30年度のイノシシ、鹿の捕獲実績は、イノシシが2,702頭、鹿が6,253頭で、計9,000頭でありました。今年度につきましては、7月末現在で、イノシシ、鹿の捕獲量が1.6倍に伸びており、平成29年度から一斉捕獲事業を行うなど、一層の捕獲の強化を図っているところでございます。

本施設の主な内容は、捕獲した個体の解体処理精肉加工及びソーセージなど、食肉製品の製造であります。

また、体験に関する業務として、一般の方を受け入れることができますが、本施設は床面積が50平方メートルと小規模なことから、より多くの皆様へ知っていただくため、施設外の普及事業としまして、7月22日には、対馬市学校給食会研修会でのジビエ調理実習、8月22日には、青年の家での夏！子ども体験塾でイノシシの解体とソーセージづくり等も行っております。

肉や加工品を食することで、関わり方が多様化して、子供から大人まで、被害対策について取り組んでいただけるよう工夫をしているところでございます。

滞在型観光施設としての効果についてでございますが、ジビエの普及としては、民泊利用者が観光コースの一環として、対馬のジビエ加工品の製造現場としての視察実績がございます。

また、学校給食に携わる栄養士の体験研修を行い、衛生的なジビエ肉の加工を体験いただいております。

そのほかにも、官民による視察等の受け入れも行っております。平成30年度の受け入れ件数は12件でございました。

今後の事業展開でございますが、前段述べました施設の目的に沿って、解体技術、衛生管理の研修の場として、また、加工品の特産品化の研究を継続して進めてまいります。

さらに、学校給食を通じて市民へ広く普及を図るとともに、この施設外での各種イベントへの試食会や販売、出前体験学習など幅広く施設の有効活用を行い、被害対策の促進を行います。

また、民間事業者とも連携した、島ジビエの普及にも取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

○副議長（上野洋次郎君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 自販機の使用については、公の施設の目的外使用ということで、1万円で適当じゃないかというような私は判断をいたしました。

対馬市総合公園には、鮎もどし自然公園から今言いました三宇田キャンプ場まであります。自動販売機が設置してあると思います。その金額は幾らですか。ファミリーパークあたりも設置してありますけど、これも目的外使用だと思いますけど、幾らで使用料は取っておりますか。

○副議長（上野洋次郎君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今、目的外使用で許可をしている施設につきましては、月額1台3,000円、電気料込みで統一をしているというところでございます。ただし、アイスクリーム等の電気料がさらにかかる販売機においては、1台4,000円となっております。

○副議長（上野洋次郎君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） そしたら、ただ条例があるから1万円だけでしょう、根拠は。同じ公園であり、総合公園もありますよ、ほかにもですね。福祉保健センターにも、この業者は設置していたそうですけど、もう七、八年前に、1万円では採算が合わないということで撤去しております。今、ほかの業者が設置してあるかどうかはわかりませんがね。

それと、今3,000円で、対馬市の土地、あるいは建物等に何台設置してあるか、自販機が、わかれば、部長なりに答弁させてください。

○副議長（上野洋次郎君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうでは、そのところは把握はしておりませんので、部長のほうに答えさせていただきます。

○副議長（上野洋次郎君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小田議員の目的外使用許可による自販機の設置台数は何台かという質問でございます。現在、34台の許可をしております。

先ほどの質問の中で、3,000円の根拠ですね。冒頭の質疑の中で、使用料3,000円の根拠ということで、答弁の中にそれが入っておりませんでしたので、その分を補足させていただきますと、合併後の平成18年度に担当者庁内会議におきまして、市が設置した施設の電気料を使用する自販機もあるということで、その標準的な月間の消費電力等を考慮いたしまして、3,000円の御負担をいただこうということで決めたという会議録の記録がございます。

以上でございます。

○副議長（上野洋次郎君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 今、対馬市が所有する土地、建物等には34台ということでございますけど、対馬本庁を含んで6町の住民センターなり、かなり中に設置してありますよね。本庁あたりも、入り口右左、また別館に通ずるところもあります。恐らく七、八台は本庁だけであるかと思うんですけど、私は何百台かあるかと思っていたんですけど、私の勘違いでした。

それから、来年をめどに考えたいということですけど、もし条例改正案を提出されるならば、私は、もう3施設の条例別表1万円を削ったほうがすっきりすると思います。ほかは何も条例化されてないんですから、あとは契約で、多分3,000円支払ってくださいというような募集をとってしてあると思いますので、もう条例化を省くというような格好がよいかと思います。

それから、1年間で3,000円であれば3万6,000円ですよ。それを業者は12万。10年間にすると36万、それを120万ですか。15年に私は換算してみました。そしたら、3,000円であれば54万円ですよ。それを1万円払ってきとるから、180万払ってきとるんですよ。

それで、このグリーンパークには、美津島町時代から2台設置しておるということで、差額が1台当たり126万。もし合併時に統一された3,000円であれば、これだけの、126万の2台ですから、だから、条例制定のときに遡及適用を考えてあるかどうか。

一番よい例が人事院勧告ですよ。11月ごろに人勧が出まして、国家公務員の給料が上がれば、4月にさかのぼって追給というふうな格好で、職員、私たちももらうんですけど。

刑法は、これは遡及適用は法律で禁止をされておりますけど、幾らか、業者に済まないという考えがあれば、条例制定の折に遡及の適用をお願いしたいと。遡及するにしても、民法の時効5年だと思えますけど、5年までさかのぼるのもどうかなと思えますけど、その考えがあるかどうか、市長にお尋ねをいたします。

○副議長（上野洋次郎君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 遡及の適用についてでございますけども、冒頭お答えをさせていただきましたように、あくまで、合併前とはいえ、条例に基づいて徴収をされたものであるということから、その遡及の適用をすべき理由はないと考えます。

まして、その人勧関係とは若干違うものではないかなと、私も今話を聞いていて考えた次第でございます。

○副議長（上野洋次郎君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 合併してから15年そのまま、3,000円と1万なんですよ。7,000円も余分に私は払ってきとると、こう思うんですよ。業者も、職員には再三再四言ってきたけど、さすが私ももう諦めたということで、私に相談があった次第です。そこもお酌み取り願いたいと思います。

それから、中の町の住宅につきましては、8月いっぱいには雑草がぼうぼう生えておりましたけど、私が一般質問した後、部長が気をきかしたんでしょう、今のとこきれいに刈っておられます。これは冗談ですけど。

それから、対馬市の場合は、もし計画されるなら駐車場が必須条件ですよ。1家族2台いるところもあるかわかりませんので、その点、駐車場がどうしても必要だということ。

それと、今、建築基準法ですか、改正されて、3階以上はエレベーターが必須条件とかとも聞いておりますので、3階以上は共益費の絡みもありますので、3階以上の市営住宅も無理かなという気がいたします。

それから、今言いました夕日ヶ丘団地、これも築47年です。空き家があっても入居募集していないということは、住まれないと。募集しても、恐らく気の毒だというような感じだと職員は、私はそう思うと思っていますので、解体時期もそろそろかなという気がいたします。

それから、加志の猪鹿につきましては、私も青年の家のチラシも見ました。ただ、市長が言いました離島振興法の新法と、あれは日帰りの方を1泊、1泊の方を2泊と、こういう大きな目的でございますので、青年の家の実習とかは、この離振法のほうにはそぐわないではないかと、そういう気がいたしております。

今言いましたように、自販機、例えば対馬市6町に、同じ面積で、同じ構造で、同じ建築年月日で、6町に市営住宅を建てたとします。美津島町は家賃1万円ですと。ほかの5町については家賃3,000円ですと。こういう条例案を市長、出せますか。今の自販機と私は一緒だと思うんです。一緒の面積で、一緒の構造で、建築年月日も一緒、そして美津島町だけは家賃1万円です。ほかの5町は家賃3,000円でいいですと。こういう条例案は提出されないでしょう。市民にとって、均一な使用料なり、私は利用料を課すべきだと思います。

もし、この条例案の提出が遅くなると考えた場合は、議員立法で定数の4分の1以上あれば、臨時会も賛同があれば開かれますので、そういうことも私は考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

時間になりましたけど、まだ18分ありますけども、これで質疑は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（上野洋次郎君） これで、小田昭人君の質問は終わりました。

○副議長（上野洋次郎君） 暫時休憩します。再開は10時50分からとします。

午前10時34分休憩

午前10時49分再開